

「危険業務に携わる被雇用者の健康検査 と結果報告の原則と方法を定める 省令ほか」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

危険業務に携わる被雇用者の健康検査と結果報告の原則と方法を定める省令ほか

● 仏暦二五四七年・被雇用者の健康検査及び労働検査官への結果報告の原則と方法を定める省令

(前文省略)

第一項

本省令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。[官報告示日は二〇〇五年一月一三日]

第二項

本省令において、

「健康検査 (ガーン・トルワット・スカパーブ)」とは、適性及び労働によって生じる健康への影響を知るための医学的方法に基づく心身の検査を意味する。

「リスク要因に係る仕事 (ガーン・キヤオカップ・パッチャイ・シヤン)」とは、以下に関する仕事を意味する。

(一) 大臣が布告規定した危険化学物質。

(二) 大臣が布告規定したところに基づくウイルス、バクテリア、黴、もしくは他の生化学物である有害微生物。

(三) 放射線。

(四) 大臣が布告規定した危険な高温、低温、振動、高圧、光度、騒音、もしくはその他の環境。

第一章

健康検査

第三項

使用者はリスク要因に係る仕事をする被雇用者 [=労働者] に対し、労働医学面で医療従事許可書を取得した、もしくは労働医学面で研修を受けた、あるいは局長が布告規定した資格を有する第一級現代医師 [=西洋医] による健康検査を実施する。最初の被雇用者の健康検査は被雇用者の就労日から三〇日以内に終了し、その後の健康検査は年に少なくとも一回実施する。

リスク要因に係る仕事の形態もしくは様態が別段の期間に基づく健康検査を必要とする場合、使用者はその期間に基づき被雇用者の健康検査を実施する。

使用者が被雇用者の仕事を従来とは違う危険なものに変更する場合、使用者は毎回、仕事の変更日から三〇日以内に被雇用者の健康検査を実施、終了する。

第四項

被雇用者が災害もしくは疾病により三就労日連続で休んだ場合、それがどんなケースであっても、その被雇用者の就労復帰前に使用者は診療医、もしくは事業所の常任医の意見を求める、あるいは健康検査を実施することができる。

第二章

健康検査結果の記録、通知及び結果の送付

第五項

第三項に基づく被雇用者の健康検査において、検査に当たる医師は健康検査結果に係る詳細を記録する。このとき被雇用者の就労もしくは業務形態にとっての影響または障害がある被雇用者の健康状況について医師の意見を示し、検査日もしくは意見表明日に検査にあたった、あるいは意見表明した医師の署名を付す。

第六項

使用者は局長が布告規定した書式に従い、リスク要因に係る仕事をする被雇用者の個人健康帳を作成し、健康検査があるたびに医師の検査結果に基づき被雇用者の個人健康帳に検査結果を記録する。

第七項

使用者は第三項に基づく被雇用者の健康検査結果及び関係する他の健康データを記録保存し、労働検査官がいつでも検査できるようにしておく。このとき各人の雇用終了日から二年以上にわたって使用者の勤務場所に保管しておく。ただし使用者が法律に従っていないという苦情があったとき、もしくは被雇用者の疾病もしくは健康にとっての危険に係る訴訟があったときは、期限が過ぎても当該の件について命令があるまで、あるいは確定判決があるまで使用者はその書類を保管しておく。ここに使用者が相当の事由なく、そのデータを被雇用者への罰として使用することを禁じる。

第八項

使用者は以下のように被雇用者に対し健康検査結果を通知する。

(一) 健康検査結果が異常である場合、検査結果を知った日から三日以内にその被雇用者に通知する。

(二) 健康検査結果が正常である場合、検査結果を知った日から七日以内にその被雇用者に通知する。

第九項

被雇用者の異常を発見した、もしくは被雇用者に就労による症状もしくは疾病がある場合、使用者は直ちに被雇用者に医療を受けさせ、防止のため異常性について検査する、もしくは原因を追求する。

使用者は異常もしくは疾病を知った日から三〇日以内に、局長が布告規定した書式に従い、異常を発見した被雇用者の健康検査、診療及び解決防止の結果について労働検査官に送付する。

第一〇項

いずれかの被雇用者が元の業務に就労できそうもないことを示す公立病院もしくは国が容認する病院からの医療上の証拠を有する場合、使用者はその被雇用者に対し相当の判断に従い仕事を変更する。ここに被雇用者の健康及び安全性を重要視しなければならない。

第一一項

使用者は雇用が終了した時に被雇用者に個人健康帳を引き渡す。

仏暦二五四七年一月二十九日布告

● 仏暦二五四七年・農業労働保護についての省令

(前文省略)

第一項

仏暦二五四一年労働保護法令の内容に基づき制定された省令第九号(仏暦二五四一年)の(一)を廃止する。

第二項

本省令において「農業労働(ガーン・ガセータカム)」とは、耕作、動物飼育、林業、海塩生産、海洋漁業ではない漁業に係る労働を意味する。

第四項

年間雇用でない農業労働、及び当該労働から連続した産業労働の形態で被雇用者が就労しない労働において、使用者は仏暦二五四一年労働保護法令の第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二〇条、第二一条、第三七条、第三八条、第三九条、第四〇条、第四一条、第四二条、第四三条、第四七条、第四九条、第五一条、第五三条、第五四条、第五五条、第七〇条、第七六条、第一〇〇条、第一〇一条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇四条、第一〇五条、第一〇六条、第一〇七条、第一一二条、第一一三条、第一一四条、第一一五条、第一二三条、第一二四条、第一二

五条、第一二六条、第一二七条、第一二八条、第一二九条、第一三五条、第一三六条、第一三七条、第一三八条、第一三九条、第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条及び本省令で規定されたところに従う。

[注／短期雇用の農林水産業労働者について他産業での労働保護に準じる保護を規定]

第五項

一八〇日にわたって連続して就労してきた被雇用者は三業務日以上休暇を取る権利を有する。このとき使用者は被雇用者に対し事前に当該休日を定めるか、使用者と被雇用者の合意に基づき定める。

使用者は被雇用者に対し、その休日に通常の労働をしたのと同じ賃金を支払う。

使用者が第一段落に基づく休日に被雇用者を就労させる場合、就労時間に従い、通常の勤務日の一時間当たり賃金レートの二倍以上を休日労働賃金として支払う。あるいは被雇用者が成果に基づく単位賃金払いの場合は通常の勤務日の成果レートの二倍の賃金を支払う。

第六項

使用者が第五項に従い被雇用者に休暇を与えなかった、もしくは定められた休暇より少ない休暇しか与えなかった場合、使用者が被雇用者を休日に勤務させたものとし、通常の勤務日の賃金の二倍以上、休ませなかった被雇用者に対し支払う。

第七項

被雇用者は病気に応じ病気欠勤する権利を有する。三業務日以上病欠においては、被雇用者は第一級現代医師か公立病院の診断書を示す。第一級現代医師か公立病院の診断書を示せない場合、被雇用者は使用者に説明し知らせる。

使用者は一五日を超えない範囲で被雇用者に病気欠勤日の賃金を通常の勤務日の賃金と同額支払う。

第八項

使用者が一五歳未満の子供を被雇用者として雇用することを禁じる。

使用者は満一三歳以上の子供を学期休み期間中もしくは学習時間外に働かせることができるが、その仕事は健康衛生にとって危険でない、もしくは子供の生活の質の開発、振興に反しない仕事に限る。ここにその子供の父母もしくは保護者からの承諾を得た上でなければならない。

第九項

使用者は被雇用者に対し十分な量の飲み水を用意する。

被雇用者が使用者と同居している場合、使用者は被雇用者に清潔、衛生的で安全な住居を用意

しなければならない。

使用者は被雇用者に対し、局長が布告規定したその他の福祉を用意する。

第一〇項

本省令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。[注／官報告示日は〇五年一月一三日]

仏曆二五四七年一二月二九日布告